

富山県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下、「法」という。）第五章の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等の事務を適切かつ円滑に処理するために、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下、「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるとする。

(指定の申請等)

第2条 支援法人の指定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添付し知事の指定を受けなければならない。

- (1) 支援法人の指定に関する誓約書（様式第2号）
- (2) 定款（法第42条各号の規定による業務（以下、「支援業務」という。）の全てが記載され、各業務を行う備えのあることが確認できるもの）及び登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- (3) 申請に係る意思の決定を証する書類（支援業務を行う事が意思決定されたことが確認できるもの）
- (4) 法第40条第1号の規定による支援業務の実施に関する計画書
- (5) 法人等の役員等の氏名及び略歴を記載した書類
- (6) 法第42条各号の規定による居住支援に資する現に行っている業務の概要（申請年度過去3年のうち直近の活動実績の存する年度分のみ）を記載した書類
- (7) 申請者が法第42条第1号の規定による業務（以下、「債務保証業務」という。）及びこれに附帯する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理について特別の勘定を設け、その他の業務に係る経理と区分して整理されていることがわかる書類（双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理されていること）
- (8) 法第47条第1項の規定による帳簿の例となる書類（少なくとも債務の保証の相手方氏名・住所、債務の保証を行った年月日、債務の保証の内容、その他債務も保証に関し必要な事項について記載できるもの）
- (9) 個人情報保護規程その他これに準ずるもの
- (10) その他、支援法人の指定にあたり富山県知事が必要と認める書類

(指定の通知等)

- 第3条 知事は、前条第1項の指定の申請書の提出があった場合、申請者が法第40条各号及び審査基準に適合していると認められるときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書(様式第3号)により、その旨申請者へ通知するものとする。
- 2 知事は、前条第1項の指定の申請書提出があった場合、申請者が法第40条各号及び審査基準に適合していないと認められるときは、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書(様式第4号)により、その旨申請者に通知するものとする。
- 3 法第41条第1項の規定による公示は、富山県ホームページへ掲載により行うものとする。

(名称等の変更)

- 第4条 法第41条第2項の規定による変更の届出を行う支援法人は、住宅確保要配慮者居住支援法人変更届出書(様式第5号)にそれぞれ第2条に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添付し、知事に提出するものとする。
- 2 法第41条第3項の規定による公示は、富山県ホームページへの掲載により行うものとする。

(債務保証業務委託の委託)

- 第5条 法第43条第1項の規定による認可を受けようとする支援法人は、債務保証業務委託認可申請書(様式第6号)に記載の上、知事の認可を受けなければならない。
- 2 支援法人は、前項で認可を受けた債務保証業務委託の内容を変更しようとするときは、業務委託の変更内容、業務委託の内容を変更する理由を債務保証業務委託変更認可申請書(様式第7号)に記載の上、知事の認可を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の認可をしたときは、債務保証業務委託認可通知書(様式第8号)、第2項の変更認可をしたときは、債務保証業務委託変更認可通知書(様式第9号)により申請者へ通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の認可を行わないときは、債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書(様式第10号)、第2項の認可を行わないときは、債務保証業務委託の変更認可を行わない旨の通知書(様式第11号)により申請者へ通知するものとする。

(債務保証業務規程の認可)

- 第6条 法第44条第1項の規定による認可を受けようとする支援法人は、債務保証業務規程認可申請書(様式第12号)にあらかじめ定めた債務保証業務に関する規定(以下、「債務保証業務規程」という。)を添付し、知事の認可を受けなければならない。
- 2 前項による認可を受けた債務保証業務規程を変更しようとする支援法人は、債務保証業務規程変更認可申請書(様式第13号)に変更した債務保証業務規程を添付し、知事の

認可を受けなければならない。

- 3 知事は、第1項の認可をしたときは、債務保証業務規程認可通知書（様式第14号）、第2項の変更認可をしたときは、債務保証業務規程変更認可通知書（様式第15号）により申請者へ通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の認可を行わないときは、債務保証業務規程の認可を行わない旨の通知書（様式第16号）、第2項の変更認可を行わないときは、債務保証業務規程の変更認可を行わない旨の通知書（様式第17号）により申請者へ通知するものとする。

（債務保証業務規程の変更の命令等）

- 第7条 知事は、法第44条第1項に規定する認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ的確な実施上不適当となったと認めるときは、当該債務保証業務規程を定めた支援法人に対し、相当の期間を定めて債務保証業務規程変更指導書（様式第18号）により、当該債務保証業務規程を変更すべきことを通知することができる。
- 2 知事は、支援法人が第1項の指導に従わず、債務保証業務規程の変更をしないときは、法第44条第3項の規定により、その支援法人に対し、相当の期間を定めて、債務保証業務規程変更命令書（様式第19号）により、債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等の認可等）

- 第8条 法第45条第1項の規定により、毎事業年度の開始前（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅延なく）に、支援業務事業計画等認可申請書（様式第20号）に支援業務に係る事業計画書及び収支予算書等を添付し、知事の認可を受けなければならない。
- 2 前項による認可を受けた事業計画書等を変更しようとする支援法人は、支援業務事業計画等変更認可申請書（様式第21号）に、変更した事業計画等を添付の上、知事の認可を受けなければならない。
 - 3 知事は、第1項の規定による認可をしたときは、支援業務事業計画等認可通知書（様式第22号）、第2項の変更認可をしたときは、支援業務事業計画等変更認可通知書（様式第23号）により申請者へ通知するものとする。
 - 4 知事は、第1項の認可を行わないときは、支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知書（様式第24号）、第2項の変更認可を行わないときは、支援業務事業計画等の変更認可を行わない旨の通知書（様式第25号）により申請者へ通知するものとする。
 - 5 支援法人は、毎事業年度、法第45条第2項の規定により、当該事業年度経過後3月以内に、支援業務事業報告等提出書（様式第26号）に支援業務に係る事業報告書および収支決算書ならびに財産目録及び貸借対照表を添付し、知事に提出しなければならない。

(監督命令)

第9条 知事は、法第48条の規定により、支援法人に対し監督上必要な命令を行うときは、その支援法人に対し、相当の期間を定めて、支援業務に関する命令書(様式第27号)により行うものとする。

(報告・検査等)

第10条 知事は、法第49条第1項の規定により、支援法人に対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求めるときは、支援業務の状況等に関する報告について(様式第28号)により通知するものとする。

(支援業務の休廃止等の届出)

第11条 支援法人は、支援業務を廃止するときは、住宅確保要配慮者居住支援法人業務廃止等届出書(様式29号)を知事に提出するものとする。

(指定の取消し)

第12条 知事は、法第50条の規定による支援法人の指定を取り消したときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書(様式第30号)により、当該支援法人へ通知するものとする。

2 法第50条第2項に規定する公示は、富山県ホームページへの記載により行うものとする。

(市長村への意見聴取等)

第13条 知事は、第3条1項に規定する指定をする場合、支援業務の対象となる区域の市町村の長(以下、「市町村長」という。)へ意見を聴取することができる。

2 前項の意見聴取は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書(様式第1号を添えて行うこととする。

3 指定申請書は、第1項の規定により知事が市町村長に行う意見聴取に同意するとともに、市町村長が意見書作成に必要と認める場合、市町村長の調査等に協力をするものとする。

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日までに従前の様式により申請があった場合は、なお従前の例による。